



平成 26 年 6 月 20 日

内閣府経済財政諮問会議
議長 安倍 晋三 殿

全国青年税理士連盟
会長 坂井 昭彦



安易な法人税率引下げに反対する意見書

私たち全国青年税理士連盟は、全国の約 3,000 名の青年税理士が参加する団体です。私たちは納税者の権利擁護のために、より良い税理士制度・税務行政・税制が実現されることを目的に研究し、提言を行うなどの活動をしております。

「経済財政運営と改革の基本方針（骨太の方針）」に、法人税率の引下げが明記される予定と報道されています。しかし、これまでの議論の経緯を見ると、基幹税である法人税の税率引下げという国民生活や国家財政に重大な影響を与える重要な問題であるにもかかわらず、特定の政策目的のみで大変重要な議論が性急に進んでいるように見受けられます。

当連盟は、次に掲げる理由により、安易、拙速な法人税率の引下げに反対する意見を述べるものであります。

1. 安易な法人税率の引下げは税制全体の公平性の確保が困難となる

日本国憲法の命ずるところにより、税制は公平に応能負担原則に従って構築されなければならない。そのためには、所得課税や資産課税といった担税力に優れた税制に補完的に消費課税を組み合わせることが望ましいとされる。しかし現状では、既に平成26年4月1日より消費税率の引上げが実施されており、続く平成27年10月1日の10%への引上げが検討されるなど、消費税の税収に占める割合が非常に大きくなっている。財務省資料によると、既に平成21年度あたりから、消費税収が法人税収を上回る実態となっており、消費税率引上げ後では、さらに逆進性が大きくなっていくと予想される。また、長期の景気低迷の影響で、多くの中小企業が赤字ないしは繰越欠損金を抱える中で、法人税の税率引下げを行っても、その効果は限定的であり、結果として、収益力や担税力の高い大企業などの特定企業を優遇することになりかねない。それどころか、赤字であることが不正行為であるかの様な論調で、政府税制調査会などで繰越欠損金の制限、中小企業優遇税制の見直しなどが、税率引下げと同じタイミングで議論されていることは、まさに財源として検討しているとしか考えられず、そうであれば大きく公平性に反する動きである。このような状況の中での法人税率引下げとなれば、税制全体として大きく逆進性を強める結果となり、公平性の確保は困難となることが懸念される。

2. 政策目的のみで議論を性急に進めるべきではない

そもそも法人税率の引下げについては、平成25年度の「民間投資活性化等のための税制改正大綱」から議論が始まっている。この中では、「企業の国際競争力や立地競争力の強化のため」に、「法人実効税率引下げが雇用や国内投資に確実につながっていくのか、その政

策効果を検証する必要がある。」とされていたが、政府税制調査会はもちろん、経済財政諮問会議においても、法人実効税率引下げの効果の検証が十分にされたという形跡は見当たらない。それどころか経済財政諮問会議では、税制の議論にも関わらず、法学者ではなく経済学者や民間企業役員などの推進派により構成された有識者議員により、特に対日直接投資の促進を中心に、法人税率引下げありきで議論されているようにも見受けられる。

もし、法人税率の引下げを、特定の企業の国際競争力の確保や海外企業の誘致など対日直接投資の促進といった政策的な目的で行うのであれば、租税特別措置などで時限的に立法するに留めなければならない。そして、法人税率の引下げの効果が立証できなければ廃止することを前提に、厳格に規定されなければならない。

3. 国際的な議論に逆行している

現在、法人税の実効税率のみが議論の中心となっているが、財務省の公表資料にある通り、「法人の負担水準を考える場合には、税率だけでなく、様々な減税措置の存在や社会保険料の影響も考える必要」がある。特に、わが国の社会保険料事業主負担を考慮すると、東京都税制調査会の資料にある通り、「日本は OECD 諸国の平均を下回る程度の水準にとどまっている」状況であり、他国に比較して決して高負担ではないと言える。

また、政府税制調査会の資料の OECD に関する報告において、「お互いに法人税率を引き下げることにより体力を使い果たすことは、やめようではないか」と国際的な税制議論が行われようとしていると報告がある最中に、法人税率を引下げるとはわが国に対する国際的な信頼を損なうことにもなりかねず、安易、拙速に議論すべきではない。

4. 財政健全化に逆行している

政府税制調査会資料によると、法人税については、国、地方を合わせると、1%当たり約4,000億円の税収となっており、現行の35.64%の実効税率から、経済財政諮問会議で議論されている25%台にするためには約4兆円の税収が減少することとなる。そもそも社会保障財源の確保という目的で消費税率の引上げを行う中、法人税率を引下げるとは財政健全化に逆行するものと思われる。また、法人税率の引下げの財源探しのために、租税特別措置法の廃止のほか、欠損金の繰越控除、受取配当等の益金不算入の制限、外形標準課税の強化、そして配偶者控除の見直しなど、慎重な議論も経ずに重要な項目の改正がすぐにも行われようとしていることも看過できるものではない。

以上の通り、税制の議論は、将来の税制全体のあり方の検討もないままに、効果が不明な政策目的だけのために拙速に進めるべきものではない。租税の公平といった税制構築の基本原則から外れることなく、財政逼迫の今日における税制のあり方、すなわち、わが国の国家のあり方が問われていることを広く国民に説明・周知し、公平な税制を構築すべきである。

連絡先： 全国青年税理士連盟 事務局 〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷 5-21-12 代々木リビン 401 号 電話：03-3354-4162 メール：zensei@khaki.plala.or.jp
